

社団法人 日本地すべり学会定款

平成 23 年 5 月 13 日 一部変更

第 1 章 総 則

(名称)

- 第 1 条 この法人は、社団法人日本地すべり学会と称する。
2 この法人の英語名は The Japan Landslide Society とする。

(事務所)

- 第 2 条 この法人は事務所を東京都港区新橋 5 丁目 30 番地 7 号に置く。
2 この法人は総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

- 第 3 条 この法人は地すべり等の斜面変動及びこれに関連する諸現象とその災害防止対策に関する研究者並びに技術者相互の交流を図り、その有機的な連携のもとに学術的・総合的に調査研究を行い、その成果を広く内外に公表し、もって科学技術の振興とより安全な地域環境の実現を目指し、国民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 斜面変動及びこれに関する諸現象並びにその災害防止対策に関する調査、研究、受託及び助成
 - (2) 学会誌及び学術図書の発行
 - (3) 研究発表会、シンポジウム、講習会、現地見学会等の開催
 - (4) 内外の関連学協会との連絡及び協力
 - (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (6) 一般社会を対象とした普及講演会
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

- 第 5 条 この法人に、次の会員を置く。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生（大学、大学院、短期大学、高等専門学校等を含む）
 - (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (4) 名誉会員 この法人に特に功労があり、この法人の目的に賛同した者で、理事会において推薦され、総会で決定された者

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第7条 正会員、学生会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
3 名誉会員は会費を納めることを必要としない。
4 会費は前納とし、既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合にはその資格を喪失する。
(1) 退会したとき
(2) 死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
(3) 2年以上会費を滞納したとき
(4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員、学生会員、賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において第11条で定める社員現在数の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この法人の定款又は規則に違反したとき
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等会員としてふさわしくない行為をしたとき

第3章 代議員および社員

(選出など)

第11条 この法人の社員は、概ね正会員20名の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
5 第2項の代議員選挙は、2年に1度3月に実施することとする。

(任期)

第12条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。
2 代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員

は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、第15条で定める役員の選任及び第19条で定める役員の解任並びに第50条で定める定款変更についての議決権を有しない。

- 3 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 5 第3項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第1項の代議員選挙終了のときまでとする。

(権利)

第13条 正会員は、次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧等
- (2) 社員名簿の閲覧等
- (3) 社員総会の議事録の閲覧等
- (4) 社員の代理権証明書面等の閲覧等
- (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等
- (6) 計算書類等の閲覧等
- (7) 精算法人の貸借対照表等の閲覧等
- (8) 合併契約等の閲覧等

第4章 役員

(役員)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 30人以上35人以下（会長、副会長及び専務理事を含む）
- (5) 監事 2人

(選任)

第15条 理事及び監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長、専務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。又、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を越えてはならない。
- 5 監事はこの法人の職員が含まれてはならない。

- 6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

- 第16条 会長はこの法人を代表し、業務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括し、会長及び副会長がともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、定款又は総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事はこの法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
 - (1) この法人の財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(任期)

- 第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員任期の始期は選任された総会の翌日とする。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

- 第18条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するときには、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会をあたえなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問)

- 第20条 この法人に顧問を3名置くことができる。

- 2 顧問は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの法人の運営に関する重要事項について会長の諮問に応じる。

第5章 総 会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は社員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会はこの定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) その他この法人の運営、入会金、会費の額に関する重要事項
- (6) その他会長が付議した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年2回事業年度終了前3月以内及び事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 社員現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、会議のつど、出席社員の互選で定める。

(定足数)

第27条 総会は、社員現在数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほかは、出席社員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

- 2 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決権を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものと見なす。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 社員の現在数及び出席者氏名（書面表決及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は理事をもって構成する。

(機能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会で議決した会務の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。
- 2 通常理事会は毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき
 - (3) 第16条第5項第4号の規定により、監事から招集の要請があつたとき

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号または第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなくてはならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のある時は、あらかじめ会長が指名した順序によって副会長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第37条 理事会には、第28条から第30条までの規定を準用する。但し、第29条第1項及び第30条第1項第2号に定める表決権の委任は準用しない。この場合においては「総会」及び「社員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第7章 会務分掌

(部及び支部)

第38条 会長は、この法人の業務の円滑な執行を図るため、理事会の議決を経て、部及び支部を置くことができる。

2 部及び支部に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 賛助会費
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 上記(1)から生じる収入
- (6) 寄付金品
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第40条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第42条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算書)

第44条 この法人の事業計画及び収支予算書は、会長が作成し、理事会及び総会においてそれぞれ理事出席者数及び社員出席者数の3分の2以上の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会において理事出席者数の3分の2以上の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支計算書)

第46条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び総会においてそれぞれ理事出席者数及び社員出席者数の3分の2以上の議決を経て、当該会計年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(会計区分)

第47条 この法人は業務の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係わる経費は、一般会計の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第48条 この法人が借入金をしようとするときには、その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第51条 この法人の解散は、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第52条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び総会においてそれぞれ理事現在数及び社員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及びその他職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

(備え付け帳簿及び書類)

第55条 事務局には常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代わる書類及び帳票を備え付けたときはこの限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

- 2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号の帳簿及び書類は1年以上保存しなければならない。
- 3 定款、会員名簿、役員名簿及び第1項第7号の書類は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第11章 補 則

(細則)

第56条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、総会において、社員出席者の過半数の議決を経て、会長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日（平成11年8月25日）から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の最初の代議員選挙に関する実施時期は、第11条第5項にかかわらず、理事会が別に定める。
- 6 この定款は、文部科学大臣の認可のあった日（平成23年7月20日）から施行する。